

※新聞記事のレイアウトを変更しております。

**【質問】** 入院中に主治医の先生が一日中働いているのを見ました。医師には労働基準法の適用はないのでしょうか。  
(71歳男性)



## 医師の労働環境

**【回答】** 労働基準法では、労働時間を原則1日8時間、週合計40時間と定めています。ただし労使が同法36条に基づく協定を結ぶことで1カ月45時間までの時間外労働を許され、業務内容によつては限度時間が適用されないものもあります。とはいえ2〜6カ月間、月80時間を超えて残業する、あるいは1カ月でも100時間を超えて残業すると、過労死を起こす可能性が高いといわれています。

## 多くが基準超え勤務

勤務医も当然労働基準法の適用を受けます。しかし多くの勤務医が基準を超えて働いています。厚生労働省の調査では、時間外労働が「月60時間以上」と答えた常勤勤務医は35%に上りました。

医師法19条では「診療に従事する医師は、診察治療の求めがあつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と

規定され、時間に関係なく診療治療を行わなければならないりません。診療の合間には、患者さんとそのご家族に病気の治療の説明を行わなければならない、規定時間内に業務を終わらせることは困難です。

看護師は交代勤務で夜間勤務を行うのに対して、医師の場合、大半は業務が発生しなければ寝ても構わない「当直」として扱われ、時間外労働の対象から外れます。実際には、多くが夜通し起きて仕事をしているのが現実です。

## 規制すれば診療は停滞

診療業務の他にも研究や勉強会、学会の準備などが現実です。

4病院団体協議会は、5年の間、この規制から医師を例外とするよう要望しましたが、過重労働で苦しみ、過労死や自殺した医師がいる状況で「何をかいわんや」ですが、この規制が病院に適用されると診療が滞ってしまうのも現実です。

### 質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。